

滋賀県後期高齢者医療広域連合
令和7年度歯科健康診査推進計画

滋賀県後期高齢者医療広域連合

目 次

1	歯科健康診査推進計画の策定について	1
2	歯科健診の実施について	1
3	歯科健診の目標について	2
4	歯科健診の対象者について	2
5	歯科健診の実施方法等について	3
6	個人情報の保護について	4

資 料

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者の歯科健康診査実施要綱
後期高齢者歯科健康診査 受診者数および受診率【令和6年度】

1 歯科健康診査推進計画の策定について

「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 141 号）が示され、滋賀県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）においても、令和 6 年度から令和 11 年度までを計画期間とする保健事業実施計画（第 3 次）を令和 6 年 3 月に策定しました。

同実施計画では、健康診査やレセプトデータ等のデータ分析から、滋賀県における後期高齢者の健康課題を提示し、その課題を解決する方策として実施すべき保健事業を取りまとめており、肺炎や低栄養防止など高齢者に多く発生する疾病予防のきっかけ作り等の観点から、平成 29 年度から県内全域で実施している歯科健康診査（以下「歯科健診」という。）事業について、さらに推進することとしました。

これらを踏まえ、歯科健診を着実に実施するため、具体的な事項について記載する「歯科健康診査推進計画」を策定するものです。

2 歯科健診の実施について

（１）歯科健診の目的

歯科健診は、う蝕（むし歯）の発見、義歯の状態や口腔衛生状況等の確認、歯磨き指導等により、口腔環境を改善し、口腔機能の低下や誤嚥性肺炎等、高齢者に多く発生する疾病予防のきっかけ作りと、被保険者の健康の保持増進、健康意識の向上を図ることを目的とします。

（２）歯科健診の実施

歯科健診は、広域連合が一般社団法人滋賀県歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）に業務を委託し、歯科医師会の指定した医療機関（以下「歯科医院」という。）が行います。

3 歯科健診の目標について

令和7年度は、歯科健診受診率の目標を27%に設定しています。

令和6年度までの受診率の実績と保健事業実施計画（第3次）に定める目標値を勘案し、令和7年度の受診率の目標を設定しています。

令和7年度の受診率の目標と過去の実績

	令和6年度		令和7年度	
① 受診率	当初 目標	26.0 %	目標	27.0 %
	実績	22.0 %		
② 健診受診者数	7,590 人		8,666 人	
③ 管内被保険者数	207,267 人		214,875 人	
④ 健診対象者数	34,529 人		32,098 人	

※ ③および④は、各年度の4月1日時点の人数

4 歯科健診の対象者について

歯科健診は、滋賀県後期高齢者医療制度の被保険者で当該年度内に76歳または81歳となる被保険者に実施しますが、次に掲げる項目のうちいずれかに該当する方については、その対象から除外しています。

- (1) 刑事施設、労役場等に拘禁されている者
- (2) 病院又は診療所に入院している者
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項第2号から第5号までに掲げる施設に入所、入院している者

5 歯科健診の実施方法等について

(1) 実施主体及び実施方法

歯科健診の実施主体は広域連合であり、その実施にあたっては被保険者の利便性や地域の特性に応じた受診ができるよう歯科医師会に業務を委託しています。

(2) 歯科健診の項目

次に掲げる項目のとおりです

- ① 口腔診断
- ② 歯周病・口腔衛生診断
- ③ 嚥下機能の検査
- ④ その他必要な項目

(3) 実施時期

令和7年9月1日～令和7年12月28日

(4) 実施場所

歯科医師会の指定する歯科医院

(5) 対象者への案内方法等

広域連合より受診券等を対象者宛てに送付

(6) 自己負担 無料

(7) 受診率向上等の取り組み

- ・ 歯科健診に関するポスターを作成し、実施歯科医院等に配付する。
- ・ 歯科健診未受診者を対象に、受診勧奨通知を送付する。
- ・ 歯科健診をわかりやすく説明したチラシを受診券送付時に同封する。
- ・ 広域連合ホームページで周知する。

(8) 年間スケジュール

9月 受診券の送付

9月～12月 受診期間

11月 受診勧奨通知の送付

6 個人情報の保護について

（１）個人情報の取扱い

受診者等の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 2 号）その他関係法令を遵守し、適正かつ厳正な管理に努めています。

（２）歯科健診結果データの保管及び活用

歯科健診の結果データは、広域連合により適正に管理し、広域連合は、これらのデータを被保険者の健康の保持増進を図ることを目的に活用していきます。

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者の歯科健康診査実施要綱

制定：平成 29 年 2 月 9 日

(改正：令和 3 年 4 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、滋賀県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療制度に係る被保険者（以下「被保険者」という。）に対して歯科健康診査（以下「歯科健診」という。）を実施することにより、被保険者の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(歯科健診の対象者)

第 2 条 歯科健診の対象者は、当該年度内に 76 歳または 81 歳となる被保険者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 刑事施設、労役場等に拘禁されている者
- (2) 病院又は診療所に入院している者
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 55 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる施設に入所、入院している者

2 前項の規定にかかわらず、広域連合長が適当であると認める場合には、歯科健診を受診することができる。

(歯科健診の項目)

第 3 条 歯科健診の項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 口腔診断
- (2) 歯周病・口腔衛生診断
- (3) 嚥下機能の検査
- (4) その他必要な項目

(歯科健診の実施)

第 4 条 広域連合は、一般社団法人滋賀県歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）に歯科健診の実施を委託するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、被保険者への受診券や案内の送付等は広域連合が実施するものとする。

(歯科健診結果の通知)

第5条 歯科医師会は、歯科健診の実施後、すみやかに受診者に対して、歯科健診の結果を通知するものとする。

(歯科健診結果の活用)

第6条 広域連合及び関係市町(滋賀県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年1月26日滋賀県指令自振第4号)第2条に定める「関係市町」をいう。)は、歯科健診結果のデータを第1条に規定する目的のために活用するものとする。

(個人情報の管理)

第7条 歯科医師会は、受診者の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令を遵守し、適正かつ厳重に管理しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、歯科健診の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

市町	対象者数			受診者数			受診率		
	76歳	81歳	総計	76歳	81歳	総計	76歳	81歳	総計
	計	計		計	計		計	計	
大津市	5,334	3,417	8,751	1,220	774	1,994	22.9%	22.7%	22.8%
彦根市	1,491	1,016	2,507	318	216	534	21.3%	21.3%	21.3%
長浜市	1,785	1,195	2,980	371	262	633	20.8%	21.9%	21.2%
近江八幡市	1,331	827	2,158	297	211	508	22.3%	25.5%	23.5%
草津市	1,825	1,265	3,090	405	289	694	22.2%	22.8%	22.5%
守山市	1,110	723	1,833	247	181	428	22.3%	25.0%	23.3%
栗東市	864	499	1,363	171	89	260	19.8%	17.8%	19.1%
甲賀市	1,373	801	2,174	324	220	544	23.6%	27.5%	25.0%
野洲市	795	554	1,349	177	130	307	22.3%	23.5%	22.8%
湖南市	822	492	1,314	165	102	267	20.1%	20.7%	20.3%
高島市	900	576	1,476	216	133	349	24.0%	23.1%	23.6%
東近江市	1,637	1,051	2,688	247	195	442	15.1%	18.6%	16.4%
米原市	545	406	951	103	98	201	18.9%	24.1%	21.1%
日野町	341	233	574	92	64	156	27.0%	27.5%	27.2%
竜王町	195	108	303	37	18	55	19.0%	16.7%	18.2%
愛荘町	260	163	423	52	42	94	20.0%	25.8%	22.2%
豊郷町	107	67	174	17	7	24	15.9%	10.4%	13.8%
甲良町	120	69	189	24	14	38	20.0%	20.3%	20.1%
多賀町	150	82	232	41	21	62	27.3%	25.6%	26.7%
県全体	20,985	13,544	34,529	4,524	3,066	7,590	21.6%	22.6%	22.0%

※健診実施期間：令和6年9月1日～令和6年12月28日

令和6年度後期高齢者歯科健康診査市町別受診率

